

第1章

採石法とその目的について

採石法の概要

昭和25年、土木建築用骨材や工業用原料等に利用する岩石を有効に採取し、合理的な地下資源開発を行うために、採石業の届出制等を規定した採石法が制定されました。当初、採石業に着手した時と、終了した時に届け出る事後届出制でしたが、高度経済成長期に入って、岩石の需要が増大するにつれて、制定当初からは予想し得ないような規模、形態の災害が発生するようになったため、昭和38年には採石業が事前届出制に改正され、さらに昭和46年には「採石業者の登録制」と「岩石採取計画の認可制」というように、より災害防止に重点を置いた内容に改正されて今日に至っています。

採石法（本テキストの解説では「法」と略すことにします）では、法の目的を次のように規定しています。

この法律は、①採石権の制度を創設し、②岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、③岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（1条）

「採石権の制度を創設」とは、岩石の採取の事業（採石業）が長期に安定できるように物権としての権利（「採石権」）を創設していることを指しています。また「その他の規制等」は、「採石業者の登録」、「採取計画の認可」、「認可採取計画の変更命令」、「緊急措置命令」、「岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令」等の岩石の採取に伴う災害を防止するための規定を指しています。

「岩石の採取に伴う災害を防止」とは、岩石の採取に伴う行為が直接原因となって生じる公共の福祉に係る被害を指し、具体的には、岩石の露天採掘に伴う土地の崩壊、土砂の流出等の災害、発破に伴う災害、岩石採取場や破碎・選別プラントで発生する汚濁水、粉じん、騒音、振動等による災害などを防止することを指しています。

「公共の福祉の増進」とは、採石業の健全な発達を図ることで社会全体のために役立てることを指しています。